

令和 7 年度北九州市及び FAIS 補助金公募説明会 Q & A

	質 問	回 答
1	複数事業への申請に対する制限や注意事項はありますか。	同一又は同一とみなされる内容のものを、今回説明しました北九州市や FAIS の研究開発事業に重複して申請はできないこととなっています。 異なるテーマでの複数事業への併願は可能です。
2	宇宙関連機器新技術開発事業について 昨年度は研究代表者の出張旅費を支出できないというルールでしたが、今年度も同様でしょうか。支出できないというルールの場合、また、大学が主で企業が従のグループで応募した場合、企業の代表者も支出できないのでしょうか。	他の研究開発プロジェクト支援事業と同様に、研究員の旅費を支出できるよう公募要領を修正します。 ※別紙参照
3	未来産業イノベーション創出事業について 大学と企業との共同研究において、主に大学設備を使用して研究を行うなどで企業側の経費が発生しない場合、企業の経費(補助額)はゼロとしても大丈夫でしょうか。	公募要領には、企業等の研究開発経費の総額は、補助金交付希望額の 4 割以内としか記載がありませんので、大丈夫です。
4	未来産業イノベーション創出事業について 大学と企業との共同研究において、すでに共同研究契約を締結している場合でも、申請内容について新たな共同研究契約書又は受託研究契約書等を締結し提出する必要がありますか。それとも、すでに結んでいる契約書でよろしいでしょうか。	大学と企業との共同研究等契約書の契約期間が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間を含み、共同研究等契約書に記載されている研究開発内容に、FAIS 助成申請書に記載のある研究開発内容が含まれていると認められれば大丈夫です。
5	宇宙関連機器新技術開発事業について 5 月末に北九州で立ち上げ予定のベンチャー企業との共同研究はグループ申請として認められるでしょうか。	申請期間締切りまでにベンチャー企業が設立されていない場合については、申請は認めますが、審査に当たっては法人設立の日程等を総合的に勘案し判断させていただきます。

※衛星データ利活用実証・新技術開発事業及び宇宙関連機器新技術開発事業の労務費についても、研究員等の人件費が支出できるよう公募要領を修正します。(別紙参照)

4 補助対象経費

経費項目		内容
大項目	中項目	
Ⅰ 物品費	1 土木・建築工事費	機械装置等の製作・設置に必要な土木・建築工事、ならびにこれらに付帯する電気工事に要する経費
	2 機械装置備品費	補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入・設置に要する経費（取得価格が税抜10万円以上、かつ耐用年数が1年以上のもの）
	3 消耗品費	補助事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費
	4 保守・改造修理費	プラント及び機械装置等の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費
Ⅱ 労務費	研究員・補助員費	補助事業に従事する、研究員、設計者、工員、アルバイト及びパート等（大学等が申請の場合は、大学等に在籍する学生も可）の人件費（社会保険料等事業主負担分含む） ※大学の教職員及び公設試の研究員等は労務費の対象外
Ⅲ その他経費	1 旅費	補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費（ただし、国外出張は研究員のみ1回に限る） ※旅費の合計は、Ⅰ～Ⅲ合計額の20%以内とする
	2 外注費	補助事業の実施に直接必要なデータの分析及びプログラミング、設計等の請負外注に係る経費
	3 知的財産権関連経費	補助事業と密接に関連し、事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士の手続き代行費用や翻訳料等（ただし、行政庁に納付する出願料、審査請求料、特許料等の出願手数料を除く）
	4 諸経費	上記経費の他に直接必要な経費 以下は、計上例を示すものであり、これに限定するものではない 1) 会議費 補助事業実施に直接必要な会議の開催に要する経費（外部の有識者を招いて知見を得るような会議における有識者への旅費・謝金等） 2) 借用費 補助事業の実施に直接必要な実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機、ソフトウェアの使用等に要する経費 3) 図書資料費 補助事業の実施に直接必要な図書資料購入費 4) 運送費 補助事業の実施に直接必要な送付（運搬）に要する経費（運搬に伴う機器等の設置に要する経費を含む） 5) 技術指導費 補助事業の実施にあたり共同研究者以外の外部からの技術指導を必要とする際に、技術者、専門家等に支払う謝金、旅費等 6) 学会・セミナー等参加費 補助事業と密接に関連する学会やセミナーであって、当該事業の成果発表や情報収集を行う目的で参加するための費用 7) 公募要領1ページの1(1)については衛星データの取得費用、1(2)については研究機関等の宇宙に関する試験設備利用料
間接経費 (大学等研究機関のみ)		補助事業に伴う経費支払等の手続きを当該機関の事務局等が行う場合は、上記ⅠからⅢに定める経費（直接経費）合計の10%を上限として間接経費を計上することができる。